

※別紙1-1 【サービス利用料一覧】

【基本利用料】				
取扱用件	利用単位 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） ＜取り扱い件数が40件未満＞	要介護１・２	1,086単位	全額保険給付が あるので利用者 負担は無料です	11,620円
	要介護３・４・５	1,411単位		15,097円
居宅介護支援費（Ⅱ） ＜取扱件数が40件以上60件未満＞	要介護１・２	544単位		5,820円
	要介護３・４・５	704単位		7,532円
居宅介護支援費（Ⅲ） ＜取扱件数が60件以上＞	要介護１・２	326単位		3,488円
	要介護３・４・５	422単位		4,515円

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	200単位

別紙1-2【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算単位	法定代理受領	利用者負担
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	519単位	全額保険給付があるので利用者負担は無料です	5,553円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	421単位		4,504円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	323単位		3,306円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を提供した場合 (1月につき)	300単位		3,456円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院してから1日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	250単位		2,675円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	200単位		2,140円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	450単位		4,815円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	600単位		6,420円
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善を図るための計画を作成し、賃金改善や職場環境改善等の一定の要件を満たした場合	1月につき、基本利用料及び各加算の合計単位数に2.1%を乗じた単位数		1月につき、基本利用料及び各加算の合計額に2.1%を乗じた金額

別紙1-3【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算単位	法定代理受領	利用者負担
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	600単位	全額保険給付があるので利用者負担は無料です	6,420円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	750単位		8,025円
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	900単位		9,630円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者で、在宅等で死亡した場合 ・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じてして居宅支援を行うことができる体制を整備している ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施している	400単位		4,280円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)	300単位		3,210円

当事業所 相談窓口	窓口責任者：内系千夏 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-585-7260 面接場所：当事業所1階相談室
京都市伏見区 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-611-2278
京都市伏見区（深草支所） 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-642-3603
京都市伏見区（醍醐支所） 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075 - 571 - 6471
久御山町役場 住民福祉課 福祉介護係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-631-6111 0774-45-0001
長岡京市役所 健康福祉部高齢介護課 介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-955-2059
宇治市役所 健康長寿部 介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0774-22-3141
奈良県大和郡山市 介護福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0743-53-1151（代表）
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090